

	スウェーデン	ドイツ
出生率の動向	1980年代前半に1.6程度にまで低下したが、80年代後半に反転し、90年代初めには2.0を上回る水準まで回復。90年代に再び低下し、1.5近くまで低下したが、最近再び回復傾向にある。(2005年1.77)	第2次大戦後のベビーブームを経て、1960年代後半から70年代前半にかけて著しく低下し、その後も緩やかに低下して、90年代半ばには1.24まで低下。その後はやや回復し、1.3程度で推移。(2004年1.31)
家族政策	<p>一般的な傾向、近年の動向</p> <p>児童の成長・学習の保障、親の養育と雇用・職業教育の両立、雇用機会均等の観点から、両親休暇制度と「親保険」による所得保障制度、高水準の保育サービスを柱に、手厚い家族政策を展開。 1960年代にスウェーデン経済の大幅な成長により、労働力が大きく不足し、女性の雇用が進む。70年代に保育サービスの拡充、親保険制度の創設などが行われ、80年代にその充実が図られる(同時に出生率も上昇)。90年代に入り、経済不況により、若年者の失業率が上がったことに加え、児童手当や親保険給付の削減が行われ、先行き不安から出生率は大きく落ち込んだが、近年、経済の回復と給付水準の回復により、再び出生率も上昇傾向に転じている。 家族社会支出対GDP比2.92%(2001)</p>	<p>一般的な傾向、近年の動向</p> <p>ナチス時代の人口政策に対する反省から、出生促進策には消極的。また、子育ては基本的に家庭で行うべきものという根強い社会規範があり、育児に対する財政的支援や出産・育児休暇は充実する一方で、保育サービスの整備は他のヨーロッパ諸国と比べて、低い水準にとどまっている。現在の大連立政権発足後は、これまでの施策が経済給付に偏り十分に効果を上げていない反省にたち、近年、保育施設の増設と育児休業給付の充実により、若い夫婦が子どもを持てるよう支援の充実を図っている。 家族社会支出対GDP比1.99%(2001)</p>
	<p>出産・育児に関する休暇制度</p> <p>出産休暇 出産前後各7週間</p> <p>両親休暇 子が1歳6か月になるまでの(又はそれ以降両親給付を受給している間)全日休暇(3/4、1/2、1/4、1/8日単位で分割取得可)と、子が8歳未満の部分休暇(1/4日の時間短縮)</p> <p>親保険による両親給付 子が8歳に到達するまでの間、両親合わせて子1人の出生について最高480日間両親給付を受給可能。父母それぞれ60日分は他方の親に受給権を移転できない。最初の390日は従前賃金の80%(ベースとなる報酬の上限が月額32,000クローネ、約48万円)が給付。90日間は定額(最低保障額、1日当たり180クローネ、月額約8.1万円)の給付。財源は事業主拠出金(2.2%)。(給付率は1974年の発足時は90%だったが、1995年、96年に相次いで引き下げられ75%となったが、98年に80%まで再度引上げ。2006年には、ベースとなる報酬の上限と最低保障額が引上げられた。)</p>	<p>出産休暇 産前6週間及び産後8週間の計14週間、原則として母親の就労が禁止されており、その期間、疾病保険及び国庫から休業前3か月間の平均手取り日額(母性手当)が支給(なお、使用者から平均的賃金と母性手当の差額が支給)</p> <p>両親休暇 子が3歳になるまで両親合わせて最長3年間取得可(使用者の同意を得れば12か月分を子が8歳になるまでの間取得可)。 休暇中の者を含む非就業者(及び就業時間週30時間未満の者)は、育児手当が、生後24か月まで月額307ユーロ(約4.3万円)支給される。所得制限があり、財源は連邦政府の一般財源。(2007年生まれ以降の児童については、生後12か月間、従前手取りの67%を保障する両親手当が導入される予定となっている。)</p>
	<p>保育サービス</p> <p>集団的な施設保育を行う保育所、家庭的保育サービスであるファミリー保育によって保育サービスを提供。(保育サービスは幼児教育の一環として位置づけられており、保育所に通っていない子どもと親が参加するオープン型保育所も設けられている。) 基礎的自治体であるコミュニティに保育サービスの提供が義務付けられており、保育所の大半はコミュニティにより設置経営される(一部親たちにより組織し経営される両親協同保育所等が存在)。保育サービスは充実しており、2歳以上の約9割をカバーしているが、逆に両親休暇制度と親保険による充実した所得保障があるため、0歳児の保育所利用は極めて稀。(2004年の保育所利用児童数36.4万人のうち0歳児の利用は13人。)</p>	<p>3歳以上6歳未満の幼児すべてに幼稚園(Kindergarten)入園の権利が保障されている。 3歳未満児を対象とした保育所(Krippe)については、特に、旧西ドイツ地域では3歳未満の育児は家族の役割に属するものとの考えが根深く、保育サービスの整備が低い水準にとどまっている。(2002年時点の対象年齢層に占める保育所定員割合は、ドイツ全土で8.6%、旧西ドイツ地域2.8%、旧東ドイツ地域37.0%) 2005年より、保育整備法が施行され、連邦政府は保育施設整備費用を自治体に補助し、家庭的保育を含めて2010年までに3歳未満児に対する保育の整備割合を20%に引き上げることを目標に保育の整備に積極的に取り組んでいる。</p>
	<p>児童手当制度</p> <p>支給対象 16歳未満の児童を対象に支給。</p> <p>支給額 子1人あたり1,050クローネ(約1.6万円)。</p> <p>多子割増手当 子2人以上の場合、上記に加えて支給(この手当に関しては16~19歳の学生も対象となる)。2人100クローネ(約0.2万円)3人454クローネ(約0.7万円)4人1,314クローネ(約2.0万円)5人2,363クローネ(約3.5万円)。</p> <p>財源等 財源はすべて国庫負担。所得制限はなし。</p> <p>支給額の変遷 1996年には各種の歳出削減に伴い、支給額が減額となったが、98年に元の水準に戻り、さらに近年給付水準の引き上げが実施。(1998年月750クローネ→2001年月950クローネ→2006年月1,050クローネ) 税制における控除制度はない。</p>	<p>支給対象 18歳未満(失業者は21歳未満、学生は27歳未満)の児童を対象に支給。</p> <p>支給額 第1子から第3子月154ユーロ(約2.2万円)、第4子以降179ユーロ(約2.5万円)。</p> <p>財源等 財源は、連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一般財源。扶養者の所得制限はないが、18歳以上の子どもについては年収7,188ユーロを超える場合には支給されない。</p> <p>児童扶養控除制度 1996年から導入。児童手当より控除税額が大きくなる場合に適用。子ども1人につき、基本額年3,648ユーロ(約50.3万円)、教育費用相当額年2,160ユーロ(約29.8万円)の合計5,808ユーロ(約82.5万円)が控除。</p>
その他	1980年代の出生率の上昇については、親保険による両親給付の制度変更(子が2歳6か月になる前に次の子を出産した場合、次の子に係る両親給付も前の子と同額となる仕組みの導入)により、第2子を比較的短い間隔で出産することが促進されたことが要因との分析あり。逆に90年代の出生率の低下は、このスピードプレミアム効果がなくなったことに加え、経済危機とそれに伴う財政難による各種給付の削減による産み控えが要因と指摘されている。	旧西ドイツ地域の出生率は、80年代以降1.4前後で推移しているが、旧東ドイツ地域においては、統合の社会的混乱、失業の増大も影響し、出生率は激減し、一時、1を割る低水準で推移していた。